

榊原 禎宏（一九八八）「西ドイツの教員養成制度と  
「教員失業」問題」『日本教育行政学会年報・14』  
二八六～二九九

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

榊原 禎宏

### はじめに

近年、教員の資質向上が課題とされ、その方策の一つとしての試補制度導入について検討が行われている。そして、外国の一例としてドイツ連邦共和国の制度が紹介されている。<sup>(1)</sup>

ドイツにおける試補制度の歴史は古く、一八三一年には中等学校 (höhere Schule) の教員に対する規定として「条件付き教授資格」(bedingte Fakultas)<sup>(2)</sup> が定められている。試補教員は教授上の力量を中心に実践的能力を養うものとされ、所定の試験に合格後、正規の教員として採用されていたのである。

今日西ドイツにおいては、こうした長い歴史を持つ同制度が確立されている一方で、教員資格を持ち教職を志望しながら採用されないという「教員失業」(Lehrerarbeitslosigkeit) が生じている。これは教員養成系大学・学科への入学者数の大幅な減少にまで影響を及ぼし、養成問題が大学教育のあり方ともかかわって論じられている

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

点で特徴的である。<sup>(3)</sup> すなわち、このことは教員養成制度そのものを問い返す契機を含んでいる。

西ドイツの教師教育に関する先行研究では、教員養成および現職研修について考察が加えられているが、すでに重要な課題となりその解決策が模索されている「教員失業」問題については、ほとんど見るべきものがない。<sup>(4)</sup> しかし、教師教育が養成・採用・研修の各段階を通じて総合的・体系的に行われるべきことの重要性を踏まえるなら、この問題は教師教育の一貫性にかかわる課題として捉えられるべきであり、等閑視されている点こそ問題とされなければならない。

わが国においても、教員採用者数の減少が長期にわたって続くことが予想されている。<sup>(5)</sup> そうした状況にあつて西ドイツでの事態の展開は、わが国のこの問題への展望に関して少なからず示唆を与えるものとなろう。本稿は、この観点から西ドイツの教員養成制度の特質を「教員失業」の実態から明らかにしようとするものである。

## 一 西ドイツの教員養成制度

西ドイツの教師教育は、①大学での教員養成、②任用を撤回しうる公務員である試補教員(Beamte auf Widerruf)としての教育、③継続教育の二つの内容を含む。そして前者二つが、それぞれ教員養成における第一段階(erste Phase) および第二段階(zweite Phase) と呼ばれている。

基幹学校・実科学校・ギムナジウム等の教員を志望する学生は、養成教育を行う大学に入学し、三年から四年間の教育を終えた後、学術的内容を中心とする卒業試験を兼ねた第一次国家試験(Erste Staatsprüfung)を受ける。合格すると準備勤務(Vorbereitungsdienst)に就き、一八カ月から二四カ月間これに従事した後、第二次国家試験(Zweite Staatsprüfung)を受け、これに合格した者は教員になる資格を持つ。つまり大学卒業後、少なくとも約二年間のさらなる養成教育を受けて、ようやく教職に就くことができるのである。

試補教師研修所と研修学校の人的および物的収容能力が十分な養成を保障することができない場合などには一定の制限が課せられたうえで、第一次国家試験合格者の準備勤務への配置は、大学卒業後行われる。<sup>(6)</sup>そして、準備勤務の終了時に教員候補生 (Lehramtsanwärter・Referendar) に課される第二次国家試験は、ノルトライン・ヴェストファーレン邦の場合、次のように進められる。

候補生は、選択した二教科について研修学校の指導教員と相談のうえ、テーマの指定をうけて、論文 (schriftliche Arbeit) を提出する。これらの評定の確定後、研修学校において試験授業 (Unterrichtsprobe) をこの二教科で行い、さらに口頭試験 (mündliche Prüfung) を受けるのである。文部大臣の管轄する行政区ごとに設置される試験局 (Prüfungsamt) が編成する試験委員会 (Prüfungsausschuss) によって評価はなされ、所定の項目ごとに六段階で評点が付けられる。評点は一が「大変優秀 (sehr gut)」、二が「優秀 (gut)」、三が「良好 (befriedigend)」、四が「十分 (ausreichend)」、五が「不十分 (mangelhaft)」、六が「不可 (ungenugend)」である。そして、それぞれの評点を表1に示すように二倍化あるは三倍化する。<sup>(7)</sup>

これら一〇項目について教員候補生は評価され、評点の合計をのべ項目数二〇で割ったものが総合評点となる。その他、候補生の全体的印象によつては〇・四ポイントまでより高く評価できる規定等が定められている。<sup>(8)</sup>

この結果、総合評点、一教科の論文の評点、二教科の試験授業の評点のいずれかが「不十分」あるいは「不可」の場合、候補生は不合格である。このとき、少なくとも二教科の論文が「十分」より良好であれば再試験を受けることができるが、再び失敗した場合、それ以上の受験は認められない。これによつて教員になる道は閉ざされる。<sup>(9)</sup>第二次国家試験においては、実践的傾向の強い内容が問われ、絶対評価に基づいてその結果が決定されるのである。

教員資格を得た候補生は、採用されることができる。バイエルン邦の場合、公立学校教員は正規採用の Beamte あるいは不正規採用の Angestellte という身分で公務に従事する。Beamte は通常の任用による地位で、教員として

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

表1 第2次国家試験の評価内容および最終評価  
(ノルトライン・ヴェストファーレン邦)

## ＜評価内容・配点＞

＜第1教科＞		＜第2教科＞	
教科指導者の評価	× 2 = 10%	教科指導者の評価	× 2 = 10%
論文	× 3 = 15%	論文	× 1 = 5%
試験授業	× 3 = 15%	試験授業	× 3 = 15%
口頭試験	× 1 = 5%	口頭	× 1 = 5%
＜その他＞			
基幹ゼミナール指導者の評価	× 2 = 10%		
基幹ゼミナールでの事項に関する試験	× 2 = 10%		
合計	20 = 100%		

## ＜最終評価＞

1.0 から1.74まで	「大変優秀」	3.25から4.0まで	「十分」
1.75から2.49まで	「優秀」	4.1 から5.0まで	「不十分」
2.5 から3.24まで	「良好」	5.01以上	「不可」

の義務と権利を有するが、Angestellteは例外であり、連邦基本法に定める諸条項の他、労働法、社会保障法等の特別規定（たとえば、ストライキ禁止の適用から除外）を受け、採用後一五年間の勤務を経た後に終身採用（Beamte auf Lebenszeit）<sup>(10)</sup> されることになっている。

以上のように大学入学から準備勤務終了に至る広義の教員養成制度は、基本的に実際の採用者数とはかわりなく機能している。第一次国家試験を通過して準備勤務に就いた教員候補生は、第二次国家試験に合格することによって被採用資格を与えられるが、このことはそのまま候補生の正規採用を意味しているわけではないのである。

## 二 「教員失業」をめぐる状況

一九七〇年以降、西ドイツ全体の児童・生徒数（大学を除き、職業学校を含む）と教員数は表2のように変化している<sup>(11)</sup>。七五年をピークに児童・生徒数は減り、八五年には最高時の八割弱にまで低下している。事前に生徒数減少を予測することができ、また実際に七五年以降の

表2 児童・生徒数と正教員 (hauptberufliche Lehrer) 数の推移

年度	児童・生徒数	1970=100	正教員数	1970=100	基礎学校 及び基幹 学校教員 数
1970	11148299	100.000	363126	100.000	
1971	11419252	102.430	377756	104.028	
1972	11794563	105.797	405390	111.638	
1973	12075986	108.321	437767	120.555	
1974	12286424	110.209	463224	127.565	
1975	12410149	111.319	486533	133.984	
1976	12384104	111.085	509609	140.339	239626
1977	12239347	109.787	524267	144.376	243725
1978	11941567	107.116	530948	146.215	245325
1979	11794084	105.793	546520	150.504	246757
1980	11566164	103.748	561617	154.661	248013
1981	11258360	100.987	571828	157.473	244738
1982	10868583	97.491	574928	158.327	243093
1983	10461411	93.839	575163	158.392	238705
1984	10050906	90.156	573098	157.823	234549
1985	9678766	86.818	573173	157.844	234385

この傾向が顕著であるにもかかわらず、その後八年間におよんで教員数が増加していることは、子どもの数に対応する教員数の確保が、全体としては十分に計画化されていないことを示している。しかし八一年以後、教員数はほとんど増加しておらず、従来の伸びと比較すると生徒数減少の影響を受けていることが窺える。とりわけ、最も生徒数が著しく減っている基礎・基幹学校の教員については減員されている。こうした状況のもとで、「教員失業」はいかなる形で現れているのだろうか。ここでは、教員養成のプロセスに沿って「教員失業」の実態を検討する。

#### (1) 教員養成系学生・準備勤務者の減少

ギムナジウム等でアビトゥア (Abitur) を取得して大  
学入学資格を得た生徒のうち、教員養成 (ここでは基礎  
学校・基幹学校・特別学校・実科学校・ギムナジウム・  
職業学校の教員の養成とする) を目的とする大学・学科  
等への進学志望者は、連邦教育科学省等の調査によると  
七五年以降急速に減少している。七一年には全体の三  
九%を占めた志望者数は七六年に一六%に落ち、以後漸

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

表3 養成プロセスにおける学生数の推移

年度	入学者数	一次試験合格者数	準備勤務者数	二次試験合格者数	二次試験合格率
1979	29912	36970	38600	34014	88.1%
1980	28909	32342	31615	28706	90.8%
1981	29615	28181	23209	20473	88.2%
1982	21586	27185	28086	25772	91.8%
1983	16419	26492	27094	25335	93.5%
1984	14656	25032	23715	22331	94.2%
1985	11462	不明	21219	20444	96.3%

減して八五年現在、三・七％にまで低下している。絶対志望者数も七二年の最高時に比べて、八五年ではその一五％にしか達していない。<sup>(12)</sup>

そして、教員養成系大学・学科等に進学した学生 (Lehramtsstudent) は志望者数に比例して減り、その結果学生総数は減少、全学生数に占める教員養成系学生の割合も著しく低下している。七五年には、約二四万人だった学生数も八〇年に約二二万人、八四年に約一六万人、八六年には約一二万人となり、八六年の全学生比率は七五年のそれのおよそ三分の一にまで低下している。<sup>(13)</sup>

大学での研究 (Studium) を終えた後に、学生は国家試験を二度受験する。大学入学から第二次国家試験合格に至るまでの学生の量的変化は、表3のとおりである。<sup>(14)</sup> 教員養成系の入学者数減は、第一次国家試験合格者数、準備勤務者数、そして第二次国家試験の合格者数の減少へとつながっている。つまり、最終試験である第二次国家試験の合格者数は、基本的には入学者数に規定されていることが明らかである。また、第二次国家試験の合格率が九〇％以上を示しているということは、同試験の合否決定が採用のためではなく、むしろ養成教育の一環として實際上、機能していると言えるよう。

## (2) 「失業教員」(arbeitslose Lehrer) の増大

第二次国家試験に合格した者は教員として採用される資格を持つが、年

ごとの応募者数と採用者数は、七九年以降、表4のように変化している。<sup>(15)</sup> 両者の数が年々かけ離れつつあることは明らかである。これは、採用者数が減少することによって不合格者が増加し、それが「失業教員」として毎年累積されることで応募者数がいっそう増加しているためと考えられる。このことは、過年度第二次試験合格者(vollausgebildete Lehrer)で「失業教員」となっている者の増加が示している。こうした状況のもとで、応募者数に対する採用者数の割合(採用率)は年々低下する傾向にある。

そして応募したにもかかわらず採用されず、かつ教職を諦めず志望を続ける者は「失業教員」となる。「失業教員」は、八一年以降急激に増加しているが、これは採用者数が大きく減少し始めた年と一致している。八一年以降の五年間でおよそ二万人の新たな「失業教員」が生まれ、その増加率は年平均二九・〇%となっている。

一例として、「失業教員」の生活に関する報告を見てみよう。

「二六歳の女性—自分の仕事は、職業安定所に通うことであると彼女は皮肉を込めて言う。朝から失業手当を得に出かけるのである。教師を志望する限り仕事のないのは当然であり、非常勤講師に就くことも今のところできていない。講師には『長期間勤務可能な高い能力を持った者』が求められているからである。彼女は一次試験を三・〇、二次試験を二・〇で合格しているが、ヘッセン邦では志願者の平均が二・四であり、英語と体育という彼女の選択教科の組合せの場合は、採用の下限が二・〇である。彼女は中等教育I(Sekundarstufe I)しか免許を持っていないので、職業学校では教員が不足しているにもかかわらず職業学校教員にはなれない。ノルトライン・ヴェストファーレン邦とベルリン邦の教員にも応募しており、返事待ちだが、彼女は期待していない。二八歳の男性—二次試験を受けるまでは採用されることがこれほど困難だとは知らなかった。今我慢できないのは身分が不安定なことだ、と彼は言う。彼は、一次試験と二次試験をいずれも二・〇で合格したが採用されていない。半年間契約の講師の職があるが、八月一日から翌年の二月までなので、そうこうするうちに終わってしまう。また非常勤の時間講師は、休暇や祝日あるいは遠足などで授業のなくなることが多く、実際は月に三〇〇マルク

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

表4 応募者・採用者数・失業者数の推移

年度	応募者数	採用者数	採用率	全失業者数	うち、過年度二次試験合格者数
1979	40568	33987	83.8%	6902	
1980	44477	33698	75.8%	8682	7390
1981	41493	26290	63.4%	13593	11596
1982	39510	16312	41.3%	18636	15380
1983	40387	10017	24.8%	25264	21146
1984	52515	10636	20.2%	28464	23886
1985	61896	10438	16.9%	29364	25012
1986	61395	7261	11.8%	24646	22586

表5 新規採用教員の身分の内訳（百分率）

年 度	正規採用 (Beamte)			不定期採用 (Angestellte)		
	合 計	常 勤	非常勤	合 計	常 勤	非常勤
1983	73.8	59.7	14.1	26.2	15.0	11.2
1984	63.4	45.0	18.4	36.6	14.9	21.7
1985	53.2	39.1	14.1	46.8	7.0	39.8

しか得られない。教員候補生に支給されるのが一三〇〇マルクだから、この四分の一になってしまうのである<sup>(16)</sup>。現在、西ドイツにおいては、教員養成系学生に限らず青年層の失業率が次第に高まっており、大学を卒業した後就職できない学生 (akademische Arbeitslose) が増加している。そうした状況でも「失業教員」の失業者全体に占める割合は、七五年の一六・一%から八五年の三五・二%へと倍増している<sup>(17)</sup>。このことから「失業教員」増加の激しさが明らかである。

これらに加えて注目すべきことは、採用された教員の身分についてである。表5に示すように<sup>(18)</sup>、八三年から三年間に Beamte として採用された教員数は、全体の六〇%弱から四〇%弱へと急低下している。その一方で Angestellte かつ非常勤採用の者が約三倍になり、採用後一五年間は終身採用の保障されない身分 (バイエルン邦の場合) の教員が半分近くを占めるに至っている。多くの「失業教員」の存在によって、採用された教員の少ない部分もまたきわめて不確実な立場に置かれていることが明瞭である。



表6 教員の年齢別構成（百分率）の推移

年度 年齢	普通教育				職業教育			
	1980	1982	1984	1986	1980	1982	1984	1986
～29	18.6	12.1	6.5	3.5	10.2	8.4	6.6	5.1
30～34	23.5	24.7	23.5	18.3	20.5	21.6	18.6	16.2
35～39	19.9	18.9	22.0	25.8	20.6	18.9	19.9	22.4
40～44	14.5	16.9	20.3	19.7	16.3	18.3	19.1	18.4
45～49	7.0	8.7	12.7	16.4	10.3	10.7	13.0	15.7
50～54	7.1	6.0	6.2	7.8	9.9	9.4	8.5	9.3
55～59	5.9	6.3	6.3	5.6	6.8	6.6	7.2	7.5
60～64	1.6	1.9	2.1	2.5	2.2	2.4	2.5	2.5
65～	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
不明	1.7	4.5	0.4	0.4	3.0	3.5	4.5	2.8

## (3) 教員構成のアンバランス

著しい教員採用者数の減少、「失業教員」の急激な増大は、教員構成の変化をも生じさせている。表6は八〇年以降の年齢別教員構成を示している<sup>(19)</sup>。普通教育 (allgemeinbildende Schulen)、職業教育 (berufliche Schulen) のいずれの学校教育も、青年層の割合が確実に低下。前者においては、八〇年に四〇%以上を占めた三五歳未満の層が八六年には半減し、その一方で四五歳以上五〇歳未満の層が増加、教員の平均年齢を引き上げている。教員採用数の減少は、教員養成系卒業生の就職難をもたらすだけではない。若い教員の相対的減少は学校の活性化を妨げ、子どもへの教育サービスの低下につながる事が少なくない。適切な世代交代は、教育保障の前提であろう。教員の需給関係は被採用の可能性の問題としてのみならず教育実践の組織者のあり方という観点からも問われるべきである。

また、ハンブルク大学の調査によれば、現在の教員採用減が引き続き同邦において行われた場合、二〇〇〇年には教員の高年齢化が進んで四〇歳未満の教員がほとんどいなくなり、その一方で大量の退職者を出すことによって著しい教員不足の生じることが予想されている。そして、同調査はこれを防ぐ唯一の方法が、安定した新規採用を毎年行うことであると強調している<sup>(20)</sup>。年齢別教

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

員構成の不均衡は、将来的な教員不足をも招来するのである。

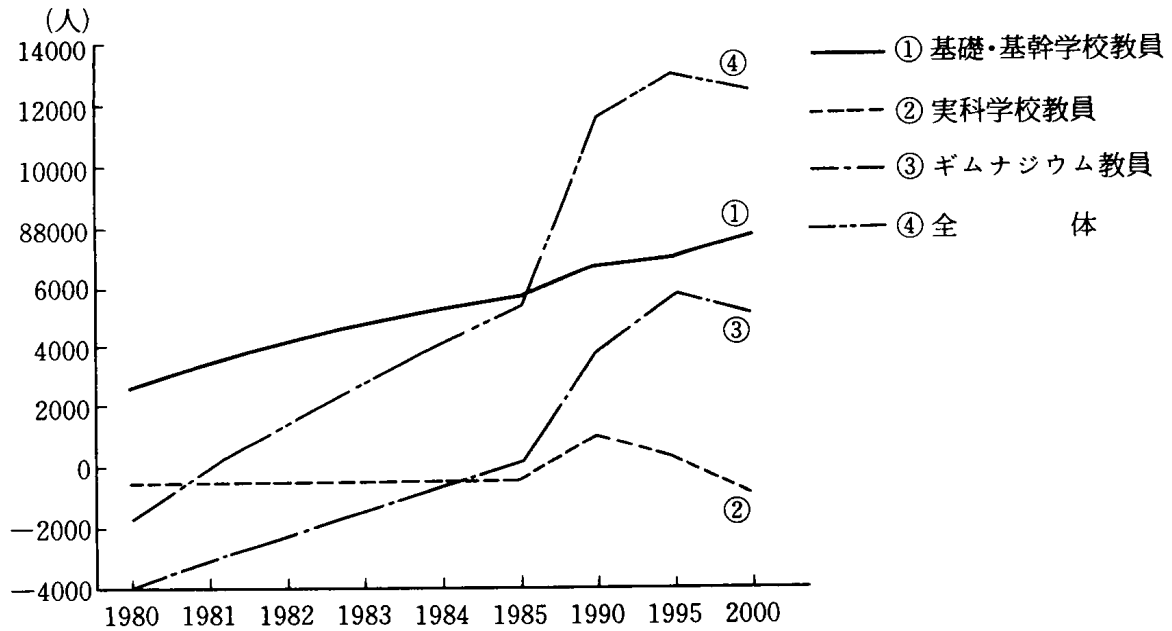
## (4) 教員需要の予想と需要増加を求める動き

以上のような「失業教員」の増大、教員養成系学生の激減といった問題状況のなかで、将来の教員需要に関していくつかの予想が行われている。常設文部大臣会議(KMK)は将来の児童・生徒数予想を公表しているが、<sup>(21)</sup>基礎学校児童の場合、一九八〇年と比べて、一九九〇年には、その八三・七%、二〇〇〇年には同八四・四%、二〇一〇年には同六二・七%になることが明らかにされている。ギムナジウム生徒の場合は、同じくそれぞれ六四・〇%、六三・六%、五七・九%にまで落ち込むと予想されている。

また、すでに一九八〇年四月に「地域教育計画研究所」(Institut für regionale Bildungsplanung)によって明らかにされた『二〇〇〇年までのニーダーザクセン邦における教員供給と教員需要の展開』(Entwicklung von Lehrerangebot und Lehrbedarf in Niedersachsen bis zum Jahr 2000)によると、<sup>(22)</sup>同邦での教員需要は、八〇年の時点で将来的に図1のようになると予想されている。縦〇点は供給と需要が一致する点であり、プラスが上昇するほど供給が需要を上回ることを意味する。同報告によれば、全体として八二年以降の供給は需要を越える。そして、八五年以降はギムナジウム教員も供給過剰となり、全体を大きく押し上げる。年が進むに従って教員供給が増加し、これによってさらなる「失業教員」の生まれることが予想されているのである。これらの予想は、近い将来にわたって「教員失業」問題が解決されないであろうことを示している。このことを指して、歴史的に教員養成が国家(Land)によって独占的に行われてきたにもかかわらず、採用において大きな混乱を生んでいる点に、一九六四年にピヒト(G. Picht)が唱道した「ドイツの教育的破局」(Deutsche Bildungskatastrophe)に次ぐ、「新たな教育的破局」(neue Bildungskatastrophe)を見る論者もある。<sup>(23)</sup>

こうした状況に対して、大学や教育科学労働組合(GEW)あるいは大学全学生委員会(Allgemeiner

図1 教員需要に関する将来予測 (ニーダーザクセン邦)



Studentenausschug der Universität)などは、問題解決のための取り組みを進めている。たとえばブレーメン大学では専門家・大学評議会・諸政党からのヒアリングを実施し、それぞれの意見を求めている。このなかでGEWは、邦政策担当者に対して以下の内容の実現を要求している。<sup>(24)</sup>

- ・ 教員の労働時間の短縮
- ・ 家から近い所において教育が保障されるような学校規模の縮小
- ・ 二五人学級の実施
- ・ 教員需要に見合うような準備勤務者数の制限
- ・ 学習困難な外国人生徒の教育に二倍の割合の教員の配置

また、ブレーメン大学評議会は、これらに加えて以下の内容を主張している。<sup>(25)</sup>

- ・ すべての児童へのオリエンテーション (Eingangsstufe) の導入
- ・ 基幹学校における第一〇学年の導入
- ・ 職業的基礎教育段階の導入

これらは、いずれも教員需要を増大させることによつ

## 西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

て「失業教員」を減らすことを意図している。またGEWによる教員候補生数の制限の提案は、教員の需給関係に対応できる養成制度のあり方を考えるうえで意味を持つものと言えよう。

## おわりに

今日、西ドイツでは教員の需給関係とは別の次元で、大学および準備勤務において教員志望者の理論的・実践的養成が長期にわたり行われる一方、資格を持ちながら最終的に教員として職に就けない多くの「失業教員」を生み出している。第二次国家試験の合格者数あるいは教員応募者数と実際の採用者数との開きはいつそう拡大し、これが教員養成系大学・学科への入学者数の著しい減少、不均衡な教員の年齢別構成へとつながっている。このことは、児童・生徒数の大規模かつ長期的な減少という事態に教員養成制度が十分対応できていないことを示している。大学および試補教員研修所での養成教育を終えた後に実施される二つの国家試験は、いずれも一定数を選抜するものとして機能していない。最終的に教員資格を有する者の数は、大学入学者数に大きく規定されており、その結果として教員需要減少時には「教員失業」が、そして需要増加時には教員不足が発生することになるのである。

教員養成から教師教育へと、教員の資質向上が体系的に図られていかなければならないという理念が、広く承認を得るに至っている。これを現実のものとするには、すぐれて実際的な問題としての教員採用を無視することができない。教員採用は、教員養成から現職研修への橋渡しとして位置し、両者を連関させうる鍵的存在であるにもかかわらず、このことに注目がなされず、教員採用のあり方に十分な考察が加えられていないのである。つまり、需給関係を視野に入れたうえで、教員採用を教師教育におけるどのような契機と捉えるのか、教員採用の教育的意義をいかにおさえ、そのための方策をどう講じるかが明らかにされねばならない。西ドイツの教員採用

が教師教育において占める位置はいかなるものか、教員の養成・採用・研修とトータルに捉えるうえで、この点の解明が次の課題である。

(大阪大学大学院)

〔注〕

- (1) たとえば、小島弘道「若い教師の育成—その方法と条件」小島弘道編『現代の若い教師の力量形成』所収、エイデル研究所、一九八七年。
- (2) Rainer Bölling ; *Sozialgeschichte der deutschen Lehrer* : Vandenhoeck & Ruprecht in Göttingen 1983 S. 21—22
- (3) たとえば、*Bildung und Erziehung* Jg. 39 Heft3 1986, "Lehrerausbildung und Lehearbitlosigkeit".
- (4) 管見の限りでは、藤枝静正「西ドイツ教師養成教育における『理論』と『実践』の関連—西ベルリンの場合を中心に—」『教育学研究』第五四巻、第三号、一九八七年)において、若干触れられている程度である。七〇頁参照。
- (5) 潮木守一『教員需要の将来展望』福村出版、一九八五年。
- (6) 藤枝静正「教師教育の構造—養成教育・試補教育・継続教育—」日本比較教育学会編『教師教育の現状と課題』一九八〇年、一七六頁。
- (7) Ordnung des Vorbereitungsdienstes und der Zweiten Staatsprüfung für Lehramter an Schulen Anhang 2 1980.
- (8) 同上' \$22.
- (9) 同上' \$26.
- (10) *Bayernsches Gesetz über das Erziehungs- und Unterrichtswesen* 1982 Art.38.
- (11) *Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland* (Statistisches Bundesamt) 1978—1985より作成。
- (12) *Zeitschrift für Bildungsverwaltung* (Deutsche Gesellschaft für Bildungsverwaltung) 2/86 S. 27.
- (13) *GRUND-UND STRUKTUR DATEN* (Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft) 1987/88 S. 144.
- (14) KMK : Einstellungen von Lehrantsbewerbern und Lehrern 1983 bis 1985 (Dokumentationsdienst Bildung und Kultur, Sonderheft : Statistik und Vorausberechnung Nr. 34) S. 632—633 (*Zeitschrift für Bildungsverwaltung* 2/86)

西ドイツの教員養成制度と「教員失業」問題

- S.26より翻訳) 各々のGRUND-UND STRUKTUR DATEN 1982/83, 1985/86, 1986/87より作成。
- (15) 同イ。
- (16) K. Klemm / G. Köhler ; *Volle Klassen-Lehrerschulung* Beltz Verlag • Weinheim und Basel 1976 S. 144—147.
- (17) 前掲(12)。
- (18) 前掲(14) S. 643.
- (19) GRUND-UND STRUKTUR DATEN 1982/83, 1983/84, 1985/86, 1987/88より作成。
- (20) *Zeitschrift für Bildungsverwaltung* 1/87 S. 25.
- (21) GRUND-UND STRUKTUR DATEN 1982/88 S. 34—35.
- (22) *Lehrerbedarf und Lehrerbeitslosigkeit bisl 1990* (Hrsg ; DGB • GEW • Universität • AStA : Bremen 1980) S. 138—139より作成。
- (23) Günther Schnuer ; *Die Deutsche Bildungskatastrophe 20 Jahre nach Picht-Lehren und Lernen in Deutschland* : Busse + Seewald Herford 1986 S. 159—166.
- (24) 前掲(23) S. 74.
- (25) 前掲(22) S. 76.